

令和2年2月20日

令和2年 第1回

小牧岩倉衛生組合議会定例会会議録

小牧岩倉衛生組合議会

第 1 日

(令和 2 年 2 月 2 0 日)

令和2年第1回小牧岩倉衛生組合議会定例会会議録

① 令和2年2月20日第1回小牧岩倉衛生組合議会定例会が環境センター会議室に召集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1番	小川真由美
2番	榊谷規子
3番	玉井 宰
4番	谷平敬子
5番	船橋 厚
6番	宮川 隆
7番	堀 巖
8番	澤田勝巳
9番	伊藤隆信
10番	加藤晶子

③ 欠席議員は次のとおりである。

なし

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

小牧岩倉衛生組合	管理者	小牧市長	山下史守朗
	副管理者	岩倉市長	久保田桂朗
	会計管理者	小牧市会計管理者	船橋嘉成
	事務局長		小川尋典
	総務課長		後藤文寿
	業務課長		江口 毅
	業務課主幹		真田勝章
	総務課長補佐		今枝里美
	業務課長補佐		三島喜久男

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

書 記 堀田易伯

⑥ 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

1 提出議案の報告

2 説明員出席要求者の報告

3 監査委員による監査の結果に関する報告について

議案第1号 小牧岩倉衛生組合使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第3号 小牧岩倉衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 小牧岩倉衛生組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 令和元年度小牧岩倉衛生組合一般会計補正予算（第2号）

議案第7号 令和2年度小牧岩倉衛生組合一般会計予算

(午後2時00分 開会式)

○事務局長（小川尋典）

ただいまから令和2年第1回小牧岩倉衛生組合議会定例会の開会式を行います。
議長挨拶。

○議長（加藤晶子）

皆様、こんにちは。令和2年の第1回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、日ごろより一般廃棄物行政の向上のためにご尽力をいただきまして、ありがとうございます。

今定例会におきましては、平成2年度の予算案のほか、議案6件につきましてご審議をいただきます。慎重審議の上、活発なご意見を出していただきますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局長（小川尋典）

管理者挨拶。

○管理者（山下史守朗）

皆様、こんにちは。令和2年第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会に付議いたします議案につきましては、ただいま議長からお話のあったとおりであります。

どうか慎重にご審議をいただきまして、適切なご議決を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○事務局長（小川尋典）

これをもちまして、開会式を終わります。

(午後2時02分 閉 式)

(午後2時02分 開 会)

○事務局長（小川尋典）

ただいまの出席議員は、10名であります。

○議長（加藤晶子）

ただいまから令和2年第1回小牧岩倉衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、別紙でお手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」について、本件は、会議規則第72条の規定により議長において、5番 船橋厚議員、6番 宮川隆議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、別紙でお手元に配付いたしましたとおり、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、「諸般の報告」について、本日議会に提出されました議案については、お手元に配付いたしました7件であります。

以上をもって、提出議案の報告にかえます。

次に、今定例会の説明員として管理者以下関係職員に対して、地方自治法第121条の規定により出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

続いて、監査委員による監査の結果に関する報告について、報告第1号から報告第8号までの8件が監査委員より議長のもとまで提出されておりますが、いずれもお手元に配付いたしましたとおりでありますので、これをもって報告にかえます。

日程第4、議案第1号「小牧岩倉衛生組合使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小川尋典）

ただいま議題となりました議案第1号につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号「小牧岩倉衛生組合使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

この条例案の提出理由であります。2ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、行政財産の土地使用料の一部の見直しを行うため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましによりご説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

小牧市の道路占用料等の改定に準じて改正するもので、1として、行政財産の土地使用料の一部を次のとおりとするものであります。第1種電柱1,100円（現行830円）、第2種電柱1,600円（現行1,300円）、第3種電柱2,200円（現行1,700円）、その他の柱類94円（現行74円）とする引き上げを行うものであります。

2として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第1号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤晶子）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。

○7番（堀 巖）

説明では、小牧市さんの道路使用料の改定に合わせてという説明がありましたけれども、そもそもその小牧市さんの道路使用料というのは、どうして値上げをする必要があるというふうな説明があったのでしょうか。

○総務課長（後藤文寿）

小牧市の占用料に準拠した改正というご説明をさせていただきまして、その内容でございますけれども、小牧市において、愛知県の条例改正等を受けまして、電柱等の設置に係る土地使用料について、令和元年の12月議会において道路占用料等の改正条例が可決をされておるところでございます。

組合におきましても、小牧市に準拠する形で電柱等の用地として土地を使用する場合について、同様の改正を行うものでございまして、これは、愛知県のほうでも改正をされておりました、小牧市においても、今申しましたようにそれに準拠する形で改定がされておるところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤晶子）

ほかに発言はありませんか。

○3番（玉井宰）

対象が何本かあるのでしょうか。大体教えていただければ……。

○総務課長（後藤文寿）

当組合におきます対象物でございますが、その他の柱類、これに係ります電柱が1本該当するものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤晶子）

ほかに発言はありませんか。

（なしの声）

○1番（小川真由美）

質疑の発言も終わったようであります。質疑を終結され、上程中の議案については、

直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

(賛成の声)

○議長（加藤晶子）

ただいま、小川真由美議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。
動議のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。
発言はありませんか。

(発言なしの声)

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。
これより採決に入ります。

議案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号「小牧岩倉衛生組合使用料及び手数料
条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号「小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小川尋典）

ただいま議題となりました議案第2号につきまして、提案理由とその内容について
ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の4ページをお願いいたします。議案第2号「小牧岩倉衛
生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」でありま
す。

この条例案の提出理由であります、11ページをお願いいたします。この案を提出
いたしますのは、地方自治法等の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償
について定めるため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましによりご説明いたしますの
で、12ページをお願いいたします。

1として、地方自治法第203条の2第5項及び地方公務員法第24条第5項の規定に
基づき、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与及び費用弁償につ
いて定めるものであります。

2として、職員の給与は、報酬及び期末手当とするものであります。

3として、職員の報酬の基準となる金額は、小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する

条例別表を準用し、報酬表に定める号給の範囲内とするものであります。

4として、月額報酬の額及び時間の報酬の額は、職務の級及び号給に応じた基準額に地域手当に係る報酬を加味した基準月額から、勤務時間等に応じて算出するものであります。

5として、3によりがたい職として任命権者が特に必要と認める職にある職員の報酬の額の範囲を定めるものであります。

6として、報酬の支給方法について定めるものであります。

7として、通勤及び公務のための旅行に係る費用弁償について定めるものであります。

8として、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬について定めるものであります。

9として、任期の定めが6月以上の職員について、期末手当を支給するものであります。

10として、職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、原則として、休日、休暇等である場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬の額を減額して給与を支給するものであります。

11として、退職者には、その退職事由の区分に従い給与を支給するものであります。

12として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第2号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤晶子）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありますか。

○7番（堀 巖）

小牧岩倉衛生組合の中には、実際適用される、例えば第3条、第4条、そしてそれによりがたい職として任命権者が特に必要と認める職の第8条、それぞれ何人お見えなんでしょうか。

○総務課長（後藤文寿）

ただいま小牧岩倉衛生組合におきましては、臨時職員がおりません。この2年4月からの会計年度任用職員につきましても、移行する職員並びに4月時点で任用を予定しておる職員はおりません。

したがいまして、一応先ほどの表の区分に応じた対象の職員は、該当がないということでもあります。

以上でございます。

○議長（加藤晶子）

ほかに発言はありませんか。

（発言なしの声）

○1番（小川真由美）

質疑の発言も終わったようであります。質疑を終結され、上程中の議案については、直ちに討論に入られたい動議を提出いたします。

（賛成の声）

○議長（加藤晶子）

ただいま、小川真由美議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号「小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号「小牧岩倉衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小川尋典）

ただいま議題となりました議案第3号につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の13ページをお願いします。議案第3号「小牧岩倉衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

この条例案の提出理由であります。15ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、地方公務員法の改正に伴い、関係条例の整備を行うため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましによりご説明いたしますの

で、16ページをお願いします。

1として、地方公務員法の改定に伴い、小牧岩倉衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、小牧岩倉衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例、小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、小牧岩倉衛生組合職員の育児休業等に関する条例、小牧岩倉衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の5つの条例について所要の規定の整備を行うものであります。

2として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤晶子）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。

○7番（堀 巖）

第2条の服務の宣誓に関する条例の一部改正なんですけれども、第2条第2項に「前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。」とされています。いわゆる、一般職、会計年度任用職員も一般職であります。普通の一般職とどのような違った定めをする予定なんですか。

○総務課長（後藤文寿）

会計年度任用職員の服務の宣誓に関するお尋ねかと思えます。新たに職員となった職員につきましては、上級の公務員の面前において宣誓書に署名捺印してからでなければ、その職務を行ってはならないというふうにされておるところでございますが、会計年度任用職員につきましては、これと異なる扱いをするということで、別段の定めをすることができるという規定を整備するという形のものでございます。

したがって、署名等によって宣誓にかえるということも可能になるかというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○議長（加藤晶子）

ほかに発言はありませんか。

（発言なしの声）

○1番（小川真由美）

質疑の発言も終わったようであります。質疑を終結され、上程中の議案については、直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

（賛成の声）

○議長（加藤晶子）

ただいま、小川真由美議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。
動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。
発言はありませんか。

（発言なしの声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。
これより採決に入ります。

議案第3号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号「小牧岩倉衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号「小牧岩倉衛生組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小川尋典）

ただいま議題となりました議案第4号につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の17ページをお願いいたします。議案第4号「小牧岩倉衛生組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

この条例案の提出理由であります。19ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の休職の効果について定める等のため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましによりご説明いたしますので、20ページをお願いいたします。

地方公務員法の改正及び会計年度任用職員の休職の効果等について、小牧市に準じ定めるもので、1として、職員が地方公務員法第28条第2項各号に該当する場合のほか、水難、火災その他の災害により生死不明または所在不明となった場合においては、その意に反してこれを休職にすることができることとするものであります。

2として、休職の期間が3年に満たない場合は、その休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができることとするものであります。

3として、休職期間中の給与については、別に条例で定めることとするものであります。

4として、失職の例外について定めるものであります。

5として、会計年度任用職員の休職の効果について定めるものであります。

6として、その他所要の規定の整備を行うものであります。

7として、この条例は、公布の日から施行するものであります。5は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤晶子）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。

○7番（堀 巖）

失職の例外の第8条についてお伺いいたします。この失職の例外については、職務上の過失により生じたものであって、執行猶予つきで、かつ情状により特に必要があると、そういうときには、失わないものとするができるという、そういう規定になっておりますけれども、この情状により特に必要があると認めるというのは、どこの機関が認めるのでしょうか。通常であれば、懲戒審査会のようなものが自治体にはありますけれども、当組合ではどのような組織でこれを決めるのでしょうか。

○総務課長（後藤文寿）

職員の懲戒処分につきましては、組合におきましても、懲戒の審査会を設置することとなっておりますので、その審査会を設置いたしまして、処分決定に至るという形でございます。

以上でございます。

○議長（加藤晶子）

ほかに発言はありませんか。

（発言なしの声）

○1番（小川真由美）

質疑の発言も終わったようであります。質疑を終結され、上程中の議案については、直ちに討論に入られたい動議を提出いたします。

（賛成の声）

○議長（加藤晶子）

ただいま、小川真由美議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

発言はありませんか。

(発言なしの声)

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号「小牧岩倉衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号「小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小川尋典）

ただいま議題となりました議案第5号につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の21ページをお願いいたします。議案第5号「小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

この条例案の提出理由であります。22ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与について定める等のため必要があるからであります。

その内容につきましては、条例案のあらましによりご説明いたしますので、23ページをお願いいたします。

1として、会計年度任用職員の給与は、別に条例で定めることとするものであります。

2として、職員が小牧岩倉衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第2条の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができることとするものであります。

3として、その他所要の規定の整備を行うものであります。

4として、この条例は、公布の日から施行するものであります。1については、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第5号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤晶子）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。

○7番（堀 巖）

第18条第1項の改正ですけれども、これは、地方公務員法の一部改正による項ずれと解釈してよろしいでしょうか。

○総務課長（後藤文寿）

はい、項ずれによります条例の規定の整備を行うものでございます。

以上です。

○議長（加藤晶子）

ほかに発言はありませんか。

（発言なしの声）

○1番（小川真由美）

質疑の発言も終わったようであります。質疑を終結され、上程中の議案については、直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

（賛成の声）

○議長（加藤晶子）

ただいま、小川真由美議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号「小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号「令和元年度小牧岩倉衛生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小川尋典）

ただいま議題となりました議案第6号についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和元年度小牧岩倉衛生組合一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第6号「令和元年度小牧岩倉衛生組合一般会計補正予算（第2号）」であります。

第1条の歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,119万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,565万9,000円とするものであります。

続きまして、補正予算の内容についてであります。3ページ以降の補正予算に関する説明書により説明させていただきます。

4ページ、5ページをお願いいたします。まず、歳入であります。1款1項1目組合費負担金で2億6,034万3,000円の減額は、1節組合運営費負担金で2億31万4,000円の減額、2節ごみ焼却場建設費負担金で6,002万9,000円の減額であります。いずれも、事業費が確定したことによるものであります。

2款2項1目手数料で2,500万円の増額は、ごみ搬入実績に合わせ一般廃棄物処理手数料を増額するものであります。

3款1項2目生産物売払収入で1,000万円の増額は、発電実績に伴う電気売払収入の増によるものであります。

4款1項1目繰越金で1億149万5,000円の増額は、前年度繰越金を財源化するものであります。

6ページ、7ページをお願いします。5款2項1目雑入で265万円の増額は、金属売払収入の増が主なものであります。

8ページ、9ページをお願いします。続きまして、歳出であります。内容につきましては、右ページ、事務事業の概要によりご説明させていただきます。

2款1項1目一般管理費で444万円の減額は、1の人件費の減額のほか、2 総務一般事業の(1)一般事務事業で121万円の減額、(2)環境事務事業で33万円の減額、4の庁舎管理事業で255万円の減額は、各委託事業の入札執行残の整理をするものであります。

3款1項1目ごみ焼却費で6,108万1,000円の減額は、2 ごみ焼却一般事業の(1)一般事務事業で536万1,000円の減額、(2)施設管理事業で施設一般管理事業2,483万円の減額は、事業執行による消耗品、燃料費等の実績に伴う減額によるもの、ごみ溶融施設運転業務委託事業337万円の減額、ごみ溶融施設点検整備委託事業1,590万円の減額など、いずれも委託事業の入札執行残の整理をするものであります。

3 粗大ごみ処理事業の(1)施設管理事業で838万円の減額は、修繕事業の事業精査、ごみ破碎施設運転管理委託事業などの入札執行残の整理をするものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。2目埋立処分費の325万円の減額は、(1)施設管理事業で施設一般管理事業の296万円の減額、(2)施設整備事業で29万円の減額は、委託事業、修繕工事事業の精査、入札執行残を整理するものであります。

4款1項1目ごみ焼却場建設費で5,000万円の減額は、(1)地元周辺対策事業の事業進捗に伴い減額するものであります。

5款1項2目利子で242万7,000円の減額は、利子償還事業で起債利子の確定等によるものであります。

以上で、議案第6号「令和元年度小牧岩倉衛生組合一般会計補正予算（第2号）」の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤晶子）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。

○1番（小川真由美）

質問のほうなんですけれども、ただいまの補正予算で、10ページ、11ページの4款1項なんですけれども、地元周辺対策事業で、進捗状況の中でこれだけ減額されたってあります。実際に周辺の対策ということで、いろいろと事業をやられていますけれども、内容なんですけれども、具体的に何を削ったか余ったか、これ、予算がなっていますので、具体的にお願いします。

○総務課長（後藤文寿）

この負担金、周辺対策事業の補正減の理由の内容でございますが、ごみ処理施設更新に伴います地元周辺対策事業として、現在小牧市で施行されております野口鳥坂4号線整備工事、いわゆる土木事業でございますが、この事業につきまして、令和元年度に用地購入、物件補償、道路設計、道路工事等を見込んでおったところでございますが、地元の地権者等の関係もございまして、小牧市のほうで道路工事費が未了となる見込みであるということから、この工事費を組合が負担をすることとなっておりますので、この工事の減額の見込みを見まして、組合として負担金を減額させていただくものでございます。

以上でございます。

○1番（小川真由美）

原因が未了ということもあるということでありました。これ、後ほどの一般会計のほうでも予算が減額されていたので、なぜかなというのもあったんですけれども、こ

れでわかりましたので、以上です。

○議長（加藤晶子）

ほかに発言はありませんか。

（発言なしの声）

○1番（小川真由美）

質疑の発言も終わったようであります。質疑を終結され、上程中の議案については、直ちに討論に入られたい動議を提出いたします。

（賛成の声）

○議長（加藤晶子）

ただいま、小川真由美議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号については、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号「令和元年度小牧岩倉衛生組合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号「令和2年度小牧岩倉衛生組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小川尋典）

ただいま議題となりました議案第7号についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和2年度小牧岩倉衛生組合一般会計予算書の3ページをお願いしたいと思います。議案第7号「令和2年度小牧岩倉衛生組合一般会計予算」であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億3,313万6,000円と定め、第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるとするものであります。

続きまして、予算の内容についてご説明申し上げます。

次ページ以降の予算に関する説明書により説明させていただきます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。まず、歳入であります。

1 款 1 項 1 目組合費負担金は、対前年度当初比4.37%増の19億5,353万7,000円を見込みました。これは、小牧市と岩倉市両市からの組合事業に要する経費でありまして、1 節組合運営費負担金で対前年度当初比9.02%増の12億8,105万7,000円、2 節ごみ焼却場建設費負担金で対前年度当初比3.46%減の6 億7,248万円をそれぞれお願いするものであります。

2 款 1 項 1 目総務使用料は、行政財産目的外使用料として、前年度当初予算と同額の3 万円を見込みました。

2 項 1 目手数料は、一般廃棄物処理手数料など対前年度当初比2.9%増の2 億5,200 万5,000円を見込みました。

3 款 1 項 1 目生産物売払収入は、発電による電気売払収入として対前年度当初比10.2%増の9,296万6,000円を見込みました。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目繰越金は、前年度当初予算と同額の3,000万円を見込みました。

5 款 1 項 1 目預金利子は、歳計現金預金利子として1,000円を、2 項 1 目雑入は、温水プール熱源供給設備点検整備代金、金属売払収入、職員等駐車場利用代金などで459万7,000円を見込みました。

10ページ、11ページをお願いいたします。続きまして、歳出であります。内容につきましては、右ページ、事務事業の概要によりご説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目議会費は、組合議員の議会活動に要する経費で117万2,000円を計上しました。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、対前年度当初比42.8%増の2 億4,063万1,000円を計上しました。増額の主な要因は、定年退職に伴う職員3 名分の退職手当を計上したことによるものであります。主な内容は、1 の人件費で、(1)一般職11名分の人件費、(2)環境センター管理委員会委員の報酬などを。2 の総務一般事業で、(1)一般事務事業と(2)環境事務事業。

12ページ、13ページをお願いします。4 の庁舎管理事業では、(1)庁舎施設管理事業として、建物、施設等の維持管理に要する費用として、清掃委託事業、庭木管理委託事業を初め吹付法面詳細調査等業務委託事業が主なものであります。

14ページ、15ページをお願いいたします。2 項 1 目監査委員費は、監査委員の活動に要する費用として11万6,000円を計上しました。

16ページ、17ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目ごみ焼却費は、ごみ焼却施設の維持管理に要する費用で、対前年度当初比2.69%増の13億4,159万5,000円を計上しました。主なものといたしましては、1 の人件費で、(1)一般職26名分と再任用職

員1名分の人件費、2のごみ焼却一般事業で9億7,205万9,000円を計上し、(2)施設管理事業で主なものは、消耗品や燃料費などの需用費を初めとした施設一般管理事業やごみ溶融施設運転業務委託事業、ごみ溶融施設点検整備委託事業、集じん灰処理委託事業などです。3の粗大ごみ処理事業では1億3,569万円を計上し、(1)施設管理事業の修繕事業やごみ破碎施設運転管理委託事業などが主なものです。

18ページ、19ページをお願いいたします。2目埋立処分費は、最終処分場の維持管理に係る経費で、対前年度当初比24.4%増の7,414万2,000円を計上しました。主なものは、1 埋立処分一般事業の(1)施設管理事業で、施設一般管理事業、処分場水処理施設運転管理委託事業、処分場水処理設備点検整備委託事業、水処理施設修繕計画基本設計業務委託事業などを、(2)施設整備事業で、水処理設備汚泥脱水機等修繕工事事業です。

20ページ、21ページをお願いいたします。4款1項1目ごみ焼却場建設費は、対前年度当初比39.3%減の5,415万円を計上しました。主なものは、(1)地元周辺対策事業の道路整備や温水プールの減免使用など、地元野口区からの要望に対する経費です。

5款1項1目元金は、組合債に係る元金償還で、対前年度当初比2.96%増の5億8,480万2,000円を、2目利子は、組合債に係る利子償還で、対前年度当初比15%減の3,352万8,000円を計上いたしました。

6款予備費では、前年度当初予算と同額の300万円を計上いたしました。

22ページ以降に、給与費明細等の資料を添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第7号「令和2年度小牧岩倉衛生組合一般会計予算」の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤晶子）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。

○2番（榎谷規子）

職員の定年退職に伴う退職手当が3名分と計上されていますが、この3名というのは、課は2つだと思うんですが、どういった職員の退職で、どういう仕事をされているのか。また、来年度ということで採用される見込みがあるのか、その見通しなどについてお聞かせください。

○総務課長（後藤文寿）

3名の定年退職者の内容でございますが、この職員につきましては、業務課の職員

3名でございます。いずれも技術職の職員でございます。事務所におります職員2名、それからプラントのほう、現場のほうの運転に従事しておる職員が1名という内容になっております。

それから、退職に伴います職員の補充等、採用等についてでございますが、当面は現体制で運営をする考えであるものの、施設運営に不可欠な資格者等につきましては、必要に応じ採用を行うものというふうに考えておるところでございます。

また、将来を見据えました管理体制については、今後十分検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（梶谷規子）

具体的には、再任用にされていくとか、新規採用とか、そこら辺は今年度の中でまた検討していくということになるのでしょうか。

○総務課長（後藤文寿）

定年退職者につきましては、一応本人の希望等も聴取いたしまして、再任用職員として任用する予定としておるところでございます。

新規の採用の職員につきましては、現在公募をかけているものもございますので、その状況によりまして、必要になれば採用を行っていききたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤晶子）

ほかに。

○7番（堀 巖）

歳入の繰越金について教えてください。前年度と同額の3,000万円の予算計上となっておりますが、先ほどの補正予算では1億3,291万9,000円という額が繰越金としてあります。この関連性についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○総務課長（後藤文寿）

繰越金でございますが、令和2年度の予算額につきましては、3,000万円という形になっております。実際、繰越金額につきましては、平成30年度から令和元年度につきましては、1億円を超えておるところもございます。そういった内容につきましては、繰越金につきましては、いわゆる事業等に伴います執行残、それから歳入のほうにつきましては、ごみ手数料並びに電気売払収入等の財源がございます。そういったところの中で、前年度と同額で、組合の場合は一応3,000万円で計上させていただいておるところでございます。

この3,000万円につきましては、例年この金額とさせていただいておるところでござ

ございますが、実際の決算との差額も多少ございますので、そういったところにつきましては、できるだけ精査をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（堀 巖）

1点ですけれども、これも歳入の金属売払収入、細かい話で36万円の内訳となっておりますが、先ほどの補正では、今年度については比較的高く売れて、補正で180万円ということになっているというふうに思います。これは、この令和2年度については、この金属売払収入については、令和元年ほどいかないという、そういう予測のもとに立てた予算なんですか。

○総務課長（後藤文寿）

金属売払収入の見込みでございますが、金属売払収入につきましては、非常に価格の変動が大きいものでございます。平成30年度以降、令和元年度につきましては、単価のほう非常に下落をしておるという状況の中で、令和2年度につきましては、プレス金属等につきましては、1トン当たり1,000円ほどの単価という形で見込んでおります。実際に、平成30年度におきましては、平均価格がプレス金属におきましては、2万6,600円ほどございました。令和元年度につきましては、プレス金属につきましては、6,300円から1万5,000円ほどということで、一番近い単価でいきますと、現在の価格の実績は6,300円ほどとなっております、非常に下落傾向が強いという形になっておりますので、来年度につきましては、トン当たり1,000円ということで、プレス金属等につきましては、単価を設定させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤晶子）

ほかに発言はありませんか。

○2番（榎谷規子）

公債費についてお聞かせいただきたいと思います。昨年より若干増額というふうでの計上なんです、決算のときもお伺いしたんですが、まだ残高は非常に、今年度は起債をしていないけれども、これまでの大きな事業での公債費の、決算のとき68億円ということで、今後の償還、具体的に推移というのは決算でお聞きした内容と変わりはないような状況でしょうか、お聞かせください。

○総務課長（後藤文寿）

起債償還事業の見通しでございますが、この起債につきましては、施設整備事業について、平成23年度以降借り入れをしたものでございまして、令和元年度末の起債残高につきましては、62億7,626万8,000円を予定しておるところでございます。これら

の償還につきましては、建設工事の起債償還が本格的に開始されます令和元年度から令和10年度までにつきましては、おおむね毎年6億1,000万円から6億7,000万円程度の償還の支出が生じる見込みでございます。そういった形の中で、非常に多額の償還をしていくという形になりますが、今後10年間ほどにつきましては、償還の額がかなり高くなると。最終の償還につきましては、令和15年度が償還終了の見通しとなっておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤晶子）

ほかに発言はありませんか。

○1番（小川真由美）

質疑の発言も終わったようであります。質疑を終結され、上程中の議案については、直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

（賛成の声）

○議長（加藤晶子）

ただいま、小川真由美議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号については、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号「令和2年度小牧岩倉衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、今定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和2年第1回小牧岩倉衛生組合議会定例会を閉会いたします。

（午後2時59分 閉会）

（午後2時59分 閉会式）

○事務局長（小川尋典）

ただいまから令和2年第1回小牧岩倉衛生組合議会定例会の閉会式を行います。

管理者挨拶。

○管理者（山下史守朗）

閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会に付議させていただきました議案につきましては、全てご議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

日々寒さの中にも春の季節が感じられるこのごろでありますけれども、皆様方におかれましては、どうかお体を十分ご自愛いただきまして、またそれぞれの議会も始まってまいろうかと思いますが、ますますのご活躍を祈念申し上げまして、簡単であります。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○事務局長（小川尋典）

議長挨拶。

○議長（加藤晶子）

令和2年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま無事日程どおりに終了することができました。円滑にご審議をいただき、また活発なご意見、また質疑をいただきまして、心から感謝申し上げます。

今、新型のコロナウイルスによる感染拡大が非常に心配をされているところであります。ともどもにですけれども、うがい、丁寧な手洗いをしながら、またこれからの3月議会に向けて準備を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上で挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○事務局長（小川尋典）

これをもちまして閉会式を終わります。

（午後3時00分 閉 式）

令和2年第1回小牧岩倉衛生組合議会定例会議事日程（第1日）

令和2年2月20日午後2時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

（ 番 議員 ）
（ 番 議員 ）

第2 会期の決定

（ 日間 ）

第3 諸般の報告

- 1 提出議案の報告
- 2 説明員出席要求者の報告
- 3 監査委員による監査の結果に関する報告について

第4 議案第1号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

第5 議案第2号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

第6 議案第3号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

第7 議案第4号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

第8 議案第5号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

第9 議案第6号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

第10 議案第7号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

上記会議の様様を収録し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和2年2月20日

小牧岩倉衛生組合議会議長

加 藤 晶 子

会 議 録 署 名 議 員

船 橋 厚

会 議 録 署 名 議 員

宮 川 隆